

川崎市営住宅住み替え事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）第6条第7号の規定による市営住宅（以下「住宅」という。）の使用者が他の住宅に住み替える場合の事務取扱いに関し、その推進と公平かつ合理的な処理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 条例第6条第7号の規定に基づく対象者は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 使用者が世帯構成の異動に伴い、現に使用している住宅の目的に該当しなくなったとき。
- (2) 使用者若しくは同居親族が、高齢又は心身の障害その他疾病等の理由により階段の昇り降りが困難になった場合で、現に使用している住宅から低層階の住宅に住み替えを希望するとき。
- (3) その他特別の事情がある場合で、住み替えが必要と認められるもの。

(対象者の資格)

第3条 前条に規定する対象者が、住み替えについての申請をする場合には、次の各号に該当する条件を具備しなければならない。

- (1) 条例・同施行規則による義務違反がないこと。
- (2) 使用者の月収額が条例第8条第4号による収入を超えていないこと。ただし、特別の事情があると認める場合を除く。
- (3) 使用料を滞納していないこと。

(住宅の規模)

第4条 住み替え先住宅の規模は、原則として現に使用している住宅の規模と同程度のものであるとする。

2 第2条第1号に該当する場合の住み替え先住宅は、前項の規定にかかわらず市が指定するものとする。

(住み替えの手続き)

第5条 川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）第5条第1項の規定に基づく市営住宅特定入居申請書には、次の書類のうち必要な書類を添付させるものとする。

- (1) 病気等によって、日常生活に身体の機能上の制限を受けることになったこと等を確認できる医師の診断書。
- (2) 身体障害者等の障害名・等級を確認することができる手帳の写し。
- (3) その他必要な証明書等。

2 前項の規定による申請を許可した場合は、条例第 12 条に規定する手続きにより使用を許可するものとする。

3 前項の許可において、条例第 12 条第 1 項第 1 号に規定する連帯保証人の届出については、従前住宅の使用にあたり既に届出されている場合において、申請者から申し出があった場合には、請書に連帯保証人の連署を必要としないこととする。

(住宅の修繕)

第 6 条 住み替えに伴う従前住宅の修繕は、条例第 18 条及び第 23 条の規定によるものとする。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日決裁 11 川ま管第 8 1 3 号)

(施行期日)

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。